

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考									
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1. 鳥取県に影響する原子力施設 原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。 なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示（以下「冷却告示」という。）がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されていること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。</p> <p>・表1-1「鳥取県に影響する原子力施設の概要」 ・図1-1「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1 鳥取県に影響する原子力施設の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="174 834 1048 1257"> <thead> <tr> <th>原子力施設</th> <th>所在地</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">中国電力株式会社 島根原子力発電所</a></td> <td><a href="#">島根県松江市鹿島町片匂654-1</a></td> <td><a href="#">着工/運転開始/経過年数（令和2年11月時点）</a> ・1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/46年 <a href="#">（平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置作業着手）</a> ・2号機：昭和59年2月/平成元年2月/31年 ・3号機：平成17年12月/未定/－</td> </tr> <tr> <td><a href="#">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター</a></td> <td><a href="#">岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550</a></td> <td><a href="#">核燃料物質使用施設</a> <a href="#">核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る廃止措置計画認可）</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	原子力施設	所在地	概要	<a href="#">中国電力株式会社 島根原子力発電所</a>	<a href="#">島根県松江市鹿島町片匂654-1</a>	<a href="#">着工/運転開始/経過年数（令和2年11月時点）</a> ・1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/46年 <a href="#">（平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置作業着手）</a> ・2号機：昭和59年2月/平成元年2月/31年 ・3号機：平成17年12月/未定/－	<a href="#">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター</a>	<a href="#">岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550</a>	<a href="#">核燃料物質使用施設</a> <a href="#">核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る廃止措置計画認可）</a>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1. 鳥取県に影響する原子力施設 原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。 なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示（以下「冷却告示」という。）がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されていること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。</p> <p>・<a href="#">中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片匂654-1）</a> ・<a href="#">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550）</a></p> <p>・図1-1「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	
原子力施設	所在地	概要									
<a href="#">中国電力株式会社 島根原子力発電所</a>	<a href="#">島根県松江市鹿島町片匂654-1</a>	<a href="#">着工/運転開始/経過年数（令和2年11月時点）</a> ・1号機：昭和45年2月/昭和49年3月/46年 <a href="#">（平成29年4月廃止措置認可、同年7月廃止措置作業着手）</a> ・2号機：昭和59年2月/平成元年2月/31年 ・3号機：平成17年12月/未定/－									
<a href="#">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター</a>	<a href="#">岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550</a>	<a href="#">核燃料物質使用施設</a> <a href="#">核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る廃止措置計画認可）</a>									

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集事態</li> </ul> <p>鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震が発生した<b>場合</b>（鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。          その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。          (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。</p> <p>緊急事態においては、緊急時モニタリングを実施するとともに、必要となる防護措置を判断して実施する。          (略)</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が</p>	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集事態</li> </ul> <p>鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震が発生した<b>事態</b>（鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。          その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。          (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。</p> <p>緊急事態においては、緊急時モニタリングを実施するとともに、<b>緊急事態の区分に応じて</b>必要となる防護措置を判断して実施する。          (略)</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～11. (略)</p> <p>12. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所、<u>県外の避難所</u>等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。(略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. モニタリング体制等 (1) (略) (2) 原子力環境センター 県は、<u>原子力環境センター</u>で環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平時から環境放射線のモニタリングを行うとともに、緊急時にはEMCに参画し、<u>EMC又は県モニタリング本部として</u>緊急時モニタリングを実施するものとする。</p>	<p>行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～11. (略)</p> <p>12. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。(略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. モニタリング体制等 (1) (略) (2) 原子力環境センターの整備 県は、環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、<u>原子力環境センターの整備を行う。原子力環境センターでは、</u>平時から環境放射線のモニタリングを行うとともに、緊急時にはEMCに参画し、緊急時モニタリングを実施するものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(3) 平常時のモニタリングの実施</p> <p>県は、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えとして、平常時モニタリング計画を作成し、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。</p> <p>また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムに公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の<u>了承を得た</u>のちに公表するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) モニタリング資機材等の整備・維持</p> <p>県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、中央監視装置、携帯電話等の通信手段、モニタリング情報共有システム等を整備・維持し、平常時から環境放射線モニタリングの測定データを国に送信するとともに、資機材等の操作の習熟に努めるものとする。</p> <p><u>この際、自然災害等により情報が途絶することがないようにするものとし、環境放射線モニタリングシステムの耐震対策等として副監視局を設置するものとする。</u></p> <p>また、国においては、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。</p> <p>・表2-4「主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等の配備状況」 (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>15～19. (略)</p> <p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 避難所等の整備等</p>	<p>(3) 平常時のモニタリングの実施</p> <p>県は、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えとして、平常時モニタリング計画を作成し、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。</p> <p>また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムに公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の<u>審議を受けた</u>のちに公表するものとする。</p> <p><u>なお、平常時において緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に訓練するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) モニタリング資機材等の整備・維持</p> <p>県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、中央監視装置、携帯電話等の通信手段、モニタリング情報共有システム等を整備・維持し、平常時から環境放射線モニタリングの測定データを国に送信するとともに、資機材等の操作の習熟に努めるものとする。</p> <p><u>なお、環境放射線モニタリングシステムの耐震対策等として副監視局を設置するものとする。</u></p> <p>また、国においては、「<u>緊急時</u>放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。</p> <p>・表2-4「主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等の配備状況」 (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>15～19. (略)</p> <p>第8節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1、2. (略)</p> <p>3. 避難所等の整備等</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(1) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保          県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、県は、<u>原子力災害時の避難所の表示や原子力災害時の避難に必要な物品の事前配備等</u>周知徹底に当たって市町村と協力する。また、県は、関係周辺市等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。          (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p><u>(4) 避難先の多重確保</u>          県は、<u>自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努めるものとする。</u>  <u>さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合には、国等に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。</u></p> <p><u>(5) ～ (13) (略)</u></p> <p>4～10. (略)</p> <p><b>第9節 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></b>  <b>1. 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制整備</b>          県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p><b>2. 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を行った場合の住民への供給体制の確保</b>          県は、関係周辺市町に対し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p><b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b>  <b>1. (略)</b>  <b>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p>	<p>(1) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保          県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとし、県は、周知徹底に当たって市町村と協力する。また、県は、関係周辺市等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。          (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p><u>(4) ～ (12) (略)</u></p> <p>4～10. (略)</p> <p><b>第9節 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></b>  <b>1. 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制整備</b>          県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p><b>2. 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u>を行った場合の住民への供給体制の確保</b>          県は、関係周辺市町に対し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u>を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p><b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b>  <b>1. (略)</b>  <b>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、避難計画に避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、自然災害等により通行できない場合は、<u>広域迂回を含む迂回路及び代替経路</u>を指定するとともに、道路の復旧作業を実施し、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に復旧を要請する。</p> <p>また、県は、降雪時においては必要に応じて除雪作業<u>及び迂回路の設定</u>を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請する。<u>この際、避難経路の優先的な除雪と集中除雪に伴う迂回を計画的に行うものとする。</u></p> <p>さらに、県は、避難経路上において自然災害等により早期に応急架橋が必要な場合は、自衛隊と連携し、応急復旧を図るものとする。</p> <p><u>なお、これらに際して、県は、各道路管理者との密接な連携を図るとともに、避難者に対して、避難経路に関する周知を行うものとする。</u></p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>(9) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備</u>の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b> 1～3. (略)</p> <p><b>4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を<u>参考に</u>、関係周辺市、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用が行えるよう、準備しておくものとする。なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）である。</p> <p>(1) 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。<u>特に、緊急配布の場合、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討するものとする。</u></p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、避難計画に避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、自然災害等により通行できない場合は、代替経路を指定するとともに、道路の復旧作業を実施し、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に復旧を要請する。</p> <p>また、県は、降雪時においては必要に応じて除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請する。</p> <p>さらに、県は、避難経路上において自然災害等により早期に応急架橋が必要な場合は、自衛隊と連携し、応急復旧を図るものとする。</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>(9) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源<u>や非常用通信設備</u>の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b> 1～3. (略)</p> <p><b>4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を<u>踏まえ</u>、関係周辺市、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用が行えるよう、準備しておくものとする。なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）である。</p> <p>(1) 県は、関係周辺市と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>また、<u>避難等が一層円滑に進むよう</u>県は関係周辺市と連携し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>5. 避難退域時検査の実施体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、避難退域時検査会場を迅速に設置し、検査を円滑に実施するために、検査要領の標準化、避難退域時検査会場の標準設計及び検査資機材の標準化・セット化を行うこととし、次の事項について、平素から準備しておくものとする。</p> <p>① 避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな動線確保のために、会場内の配置図及び会場周辺図等の作成</p> <p>② 車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、放射線測定器、防護服などの資機材の標準化及び備蓄</p> <p>③ 避難退域時検査及び簡易除染に係る会場設営の手順、業務実施手順及び業務実施体制等</p> <p>④ 資機材の搬送及び会場設営について、民間事業者との連携</p> <p><u>⑤ 車両検査の避難経路上での先行実施</u></p> <p>(2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送、展開方法及び③の会場設営等について、計画しておくものとする。</p> <p>(3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策、<u>回収</u>等について、計画しておくものとする。</p> <p><b>6. 原子力防災支援拠点の整備</b></p> <p><u>(1) 県は、主に避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点を整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(2) 緊急時における運用</u></p> <p><u>避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進及び後方支援拠点とし、避難準備の段階で、拠点内で一括管理する原子力防災資機材の輸送を開始し、また他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点としても利用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 平時における運用</u></p> <p><u>原子力防災資機材の保守点検、原子力防災業務関係者に対する研修及び防災訓</u></p>	<p>また、県は関係周辺市と連携し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>5. 避難退域時検査の実施体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、避難退域時検査会場を迅速に設置し、検査を円滑に実施するために、検査要領の標準化、避難退域時検査会場の標準設計及び検査資機材の標準化・セット化を行うこととし、次の事項について、平素から準備しておくものとする。</p> <p>① 避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな動線確保のために、会場内の配置図及び会場周辺図等の作成</p> <p>② 車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、放射線測定器、防護服などの資機材の標準化及び備蓄</p> <p>③ 避難退域時検査及び簡易除染に係る会場設営の手順、業務実施手順及び業務実施体制等</p> <p>④ 資機材の搬送及び会場設営について、民間事業者との連携</p> <p>(2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送、展開方法及び③の会場設営等について、計画しておくものとする。</p> <p>(3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等について、計画しておくものとする。</p> <p><b>6～10.</b> (略)</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>練の場所等として活用するとともに、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用するものとする。</u></p> <p>7～11. (略)</p> <p>第12節、第13節 (略)</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>この際、避難先自治体においても避難住民の円滑な受入に対する理解が深まるように、避難先自治体の協力を得て、普及啓発を行う。<u>この際、原子力防災に関する透明性を確保し、双方向の対話や広聴等のコミュニケーション活動を進める。また、科学的に正確な情報や客観的な事実（根拠）に基づく情報体系の整備に努めるものとする。</u></p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の<u>性別によるニーズの違い等に十分</u>配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、<u>教育訓練の管理を行う。</u>このため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的な人材育成と研修受講者の要員としての把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 (略)</p>	<p>第12節、第13節 (略)</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>この際、避難先自治体においても避難住民の円滑な受入に対する理解が深まるように、避難先自治体の協力を得て、普及啓発を行う。</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者（特に避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の<u>男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に</u>配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的な人材育成と研修受講者の要員としての把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 (略)</p>	



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>第17節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行への対処等            原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されている。<u>これにより、島根原子力発電所の敷地又は区域及びその周囲概ね300mの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が原則禁止されている。</u> 県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第18節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</li> <li>・避難ルート、避難先の概要</li> <li>・移手段の確保見込み</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p>	<p>第17節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等            原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第18節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>①～③（略）</p> <p>④ <u>関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>P A Z内の避難者の数及び避難の方針</u></li> <li>・ <u>U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u></li> <li>・ <u>避難ルート、避難先の概要</u></li> <li>・ <u>移手段の確保見込み</u></li> <li>・ <u>その他必要な事項</u></li> </ul> <p>⑤、⑥（略）</p> <p>3、4.（略）</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県災害対策本部の設置等</p> <p>① 県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。<u>さらに、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。</u></p> <p><u>さらに、住民避難開始後に、避難が予期のように進展しない場合、予期しない状況に遭遇した場合など緊急に現地対応が必要と認めた場合は、迅速に状況を把握するとともに、避難の焦点となる場所に知事を本部長とする県前方災害対策本部を臨時設置するものとする。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>①～③（略）</p> <p>④ <u>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したP A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。</u></p> <p>⑤、⑥（略）</p> <p>3、4.（略）</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県災害対策本部の設置等</p> <p>① 県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。<u>また、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。</u></p> <p>②（略）</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(3)～(5) (略) 2～5. (略)</p> <p>6. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1)、(2) (略) (3) 緊急時モニタリング要員の要請等 EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後</u>）においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 <u>また、国の原子力災害対策本部長は、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力被災者生活支援チームの必要な要員を、原子力被災自治体支援チームとして原子力被災県庁舎等へ派遣することとされている。この際、県は、派遣された原子力被災自治体支援チームと連携し、国との連絡・調整を密接かつ円滑に行うものとする。</u></p> <p>9. (略)</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施 県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。 なお、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとるものとする。<u>また、感染症流行下において、原子力災害が発生した場合には、第5章の感染症流行下における対策の対応をとるものとする。</u></p>	<p>(3)～(5) (略) 2～5. (略)</p> <p>6. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1)、(2) (略) (3) 緊急時モニタリング要員の要請等 EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（<u>全面緊急事態</u>）においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、<u>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、</u>国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、<u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、</u>国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>9. (略)</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施 県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。 なお、複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、第4章の複合災害の対応をとるものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p><u>島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合、UPZ内では、放射性物質の放出前にまずは予防的に屋内退避を行い、その後のプラントの状況又は放射性物質放出後の緊急時モニタリング結果に基づき防護措置を行うものとする。</u></p> <p>県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講ずることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、鳥根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>併せて、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、災対法に基づき、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p><u>原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係周辺市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県及び関係周辺市はそれぞれ</u></p>	<p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講ずることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、鳥根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>併せて、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、災対法に基づき、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p><u>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされ</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>れが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <p><u>・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u></p> <p><u>・避難ルート、避難先の概要</u></p> <p><u>・移動手段の確保見込み</u></p> <p><u>・その他必要な事項</u></p> <p>③～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. <b>避難所等</b></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。<u>慢性疾患患者の薬剤等に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、<u>性別によるニーズの違い</u>に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>5. <b>避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</b></p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</p> <p>(1) 県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で、避</p>	<p><u>ている。</u></p> <p>③～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3. <b>避難所等</b></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等</u>に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>5. <b>避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</b></p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</p> <p>(1) 県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で、避難</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。</p> <p><u>また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行うものとする。</u></p> <p>なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><b>6. 避難途中の住民に対する支援の実施</b></p> <p>県は、<u>避難途中の住民に、原子力防災アプリ、道路情報板等により必要な情報を提供する。また、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やW i - F i (無線LAN) スポットの提供等の支援を行うものとする。</u></p> <p>7～12. (略)</p> <p><b>13. 食糧、生活関連物資等の供給</b></p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、乳幼児、妊産婦及び食物アレルギーのある方、世代、<u>性別による</u>ニーズの違い等にも配慮し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、<u>備蓄物資の状況等踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難</u>である場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p>	<p>退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。</p> <p>なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><b>6. 避難途中の住民に対する支援の実施</b></p> <p>県は、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やW i - F i (無線LAN) スポットの提供等の支援を行うものとする。</p> <p>7～12. (略)</p> <p><b>13. 食糧、生活関連物資等の供給</b></p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、乳幼児、妊産婦及び食物アレルギーのある方、世代、<u>男女の</u>ニーズの違い等にも配慮し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、供給すべき物資が不足し、<u>調達の必要がある</u>場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の<u>実施を指示・要請するものとされている。国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、<u>出荷制限</u>を実施するものとする。</u></p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して道路渋滞把握対策、交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策を行うものとする。交通規制対策の実施に当たっては、主要交差点における<u>交通誘導</u>、信号機操作等により、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、島根県の住民が県内を通過する場合は、必要に応じて、交通誘導等を行い、県内の通過が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、<u>道路</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、緊急輸送を確保するため必要に応じて、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとり、広域における交通の確保を図るものと</p>	<p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>出荷制限</u>・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に<u>おける</u>検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な<u>出荷制限</u>、摂取制限を実施するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して道路渋滞把握対策、交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策を行うものとする。交通規制対策の実施に当たっては、主要交差点における信号機操作等により、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、島根県の住民が県内を通過する場合は、必要に応じて、交通誘導等を行い、県内の通過が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、<u>交通</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、緊急輸送を確保するため必要に応じて、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとり、広域における交通の確保を図るものとす</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>する。海上保安庁は、海上に警戒区域が設定された場合、通行船舶に対し航行制限及び航泊禁止等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>第8節 避難経路の確保</b></p> <p><b>1. 避難の円滑化</b></p> <p>県は、県警察及び道路管理者と連携し、避難経路上において円滑な避難を阻害する要因を早期に排除するとともに、主要交差等の交通要所における交通誘導、信号機操作等により、避難の円滑化に努めるものとする。この際、道路監視カメラ等の情報により交通状況を把握するとともに、必要に応じて、道路情報板による案内、道路監視カメラ情報の提供等を行うものとする。</p> <p><b>2. 避難経路の確保体制</b></p> <p>県は、避難の円滑化、道路等の復旧、除雪等について関係機関と緊密に連携するものとする。このため、平素から連携体制を確認するとともに、連絡員を相互に派遣するなど情報共有体制を整えるものとする。</p> <p>また、広域迂回等については、道路管理者、関係府県警察と調整するとともに、国に実施について協力を要請するものとする。</p> <p><b>3. 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧</b></p> <p>県は、避難計画で避難経路としてあらかじめ定めた県が管理する道路が、自然災害等により使用出来ない場合は、代替経路を設定するとともに復旧作業を実施するものとする。</p> <p>また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者が被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を復旧を要請し、早期の交通確保等に努めるものとする。</p> <p><b>4. 降雪時の避難経路の確保</b></p> <p>県は、県が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。</p> <p>また、県が管理する道路以外の道路については、県と緊密な連携の下、道路管理者の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。</p>	<p>る。海上保安庁は、海上に警戒区域が設定された場合、通行船舶に対し航行制限及び航泊禁止等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><b>第9節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。原子力災害対策指針を<u>参考に</u>、安定ヨウ素剤の配布及び服用は、医師や薬剤師が関与する体制で行うよう努めるが、時間的制約等のため難しい場合は、状況に応じて適切な方法により行うものとする。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><b>第10節 住民等への的確な情報伝達活動</b> (略)</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、<u>安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。</p> <p>なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県は、原子力防災アプリ等によって、避難所や避難経路等の情報を迅速かつ定期的に発信し、避難者の適切な避難行動等につながるよう情報伝達に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情</p>	<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。原子力災害対策指針を<u>踏まえ</u>、安定ヨウ素剤の配布及び服用は、医師や薬剤師が関与する体制で行うよう努めるが、時間的制約等のため難しい場合は、状況に応じて適切な方法により行うものとする。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b> (略)</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、<u>農林畜水産物の放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。</p> <p>なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県は、原子力防災アプリ等によって、避難所や避難経路等の情報を迅速かつ定期的に発信し、避難者の適切な避難行動等につながるよう情報伝達に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略）</p> <p>第11節～第13節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 感染症流行下における対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b></p> <p><u>新型コロナウイルスのような感染症の流行下またはこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。このため、第3章の防護措置を基本としつつ、自然災害とパンデミックが重なった場合を想定し、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、各対策を可能な限り両立させ、感染症流行下における原子力災害対策に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>なお、感染症はウイルス等により感染特性が異なることから、その蔓延状況や国の対処の方針などにに基づき適切に対応するものとする。</u></p> <p><b>第2節 感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方</b></p> <p><b>1. 全般</b></p> <p><u>当時の状況と当該時点における国の原子力災害対策本部の決定事項並びに国及び県の感染症防止対策に則して対応することを基本とし、「防護措置」と「感染症対策」を可能な限り両立させ、感染症拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</u></p> <p><u>感染症下における防護措置の実施に際しては、感染症の拡大防止のため、複合リスク・ガバナンスとして専門家の助言、保健所との連携等、専門家間のコミュニケーションを確保するものとする。</u></p> <p><b>2. 基本的考え方</b></p> <p><u>(1) 人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断するものとする。</u> <u>この際、感染症の重症化に留意するものとする。</u></p>	<p>については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略）</p> <p>第10節～第12節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p>(2) 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避けるため、放射性物質の放出に関する情報が得られない場合においても換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うように努めるものとする。</p> <p>(4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</p> <p>(5) UPZ外の避難先へ避難する場合は、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避けて避難することとするが、人命の安全確保を最優先とする場合は、一時的に定員を超えることも検討するものとする。</p> <p>(6) 放射性物質の放出情報は、感染症対策の観点から行う換気の安全的実施に影響するため、関係機関への連絡及び住民への周知を確実に行うものとする。</p> <p>(7) 各種防護措置の実施においては、ドライブスルー方式など防災業務関係者間、避難者間等の非接触を追求するものとする。</p> <p>(8) 避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なることはなく、関係機関とともに連携して取り組むものとする。</p> <p><b>第3節 感染症流行下における体制の整備</b></p> <p><b>1. 感染症対策</b></p> <p>各種防護措置において、感染症の流行下における原子力災害の発生も想定し感染症対策について検討し、訓練等において検証しておくものとする。</p> <p>また、マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないよう留意するものとする。</p> <p>さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。</p> <p><b>2. 感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布</b></p> <p>感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、感染回避のため、時限的・特例的な対応として、原子力災害対策指針および「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の範囲内で、以下の対策を推進するものとする。</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤の効能・効果を考慮し、事前配布対象者は40歳未満の住民、妊婦、授乳婦、および育児希望の女性に限定するよう努めるものとする。</p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>(2) 感染拡大防止の観点から、安定ヨウ素剤の事前配布に係る事務を対面で行う場合には、マスクの着用、手指洗浄（消毒）、換気等の感染症対策を実践するものとする。</u></p> <p><u>(3) 対応を遠隔でも実施できる手法などを検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) チェックシートの記載事項等により服用不適切項目等の該当者であることが判明し、住民に医療機関への受診を求める場合、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に留意するものとする。</u></p> <p><b>3. 接触確認による感染症拡大の防止</b></p> <p><u>県及び市は、感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、不特定の方への感染の可能性があると判断された場合に通知を受けることが出来る国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や県の新型コロナ対策安心登録システムの利用と登録を住民に周知するものとする。</u></p> <p><b>4. 避難車両の確保</b></p> <p><u>県は、感染の疑いのある者とそれ以外の者が、それぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること、及び車内の3つの密を避けるため避難車両の追加の確保を行うものとする。</u></p> <p><b>5. 避難所の確保</b></p> <p><u>県は、避難所での3つの密を避けるため、避難先自治体との調整、予備避難所及び県有施設の活用により複数の避難所を確保する。また、住民に分散避難についても周知するものとする。さらに避難所の確保が必要な場合は、広域避難に係る応援協定締結先及び国に対して必要な避難所の確保を依頼するものとする。</u></p> <p><u>また、県は、必要に応じて避難先自治体と協議し、特定の避難者（感染の疑いのある者、宿泊療養している軽症者や無症状者等）の専用の避難所及びホテル旅館等の避難所を検討するものとする。</u></p> <p><b>6. 感染症流行下における訓練</b></p> <p><u>県は、感染症流行下を想定した訓練を行うものとする。なお、感染症流行下での訓練については、原子力災害時の避難における感染症防止対策の検証だけでなく、参加者の感染防止にも留意するものとする。</u></p> <p><u>このため、感染症の拡大防止の観点から基本的事項を重視した訓練項目を精選</u></p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>し、対処能力の練度の維持を目的とした基本的訓練を主体に行うものとする。</u></p> <p><b>7. 感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄</b></p> <p><u>原子力災害時における避難については、広域的な避難及び多数者避難となることから、防護資機材の需要が急激に増加し、調達が困難になることが予想されるため、県は、感染症下の原子力災害時において防災業務関係者や避難所において必要となりかつ調達が困難になると想定される資機材を適切に備蓄するものとする。</u></p> <p><u>なお、感染症対策の資機材については、感染症下において避難所に緊急配備できるようにしておくものとする。</u></p> <p><b>第4節 感染者対応の基本的考え方</b></p> <p><b>1. 感染者の対応</b></p> <p><b>(1) 入院している感染者</b></p> <p><u>病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。この際、感染者の搬送先については、鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンターと調整した上で行うものとする。</u></p> <p><b>(2) 宿泊療養している軽症者や無症状者</b></p> <p><u>県は、宿泊療養（適切な者は自宅療養）している軽症者や無症状者について、感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している宿泊療養施設等に搬送することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用室に搬送した後、対応可能な宿泊療養施設等を確認し、すみやかに移送するものとする。</u></p> <p><b>2. 感染の疑いのある者の対応</b></p> <p><u>感染の疑いのある者については、健康確認で問題が無い避難者と同じ避難をする。この際、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。なお、避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</u></p> <p><b>3. 健康確認の実施</b></p> <p><u>避難実施のあらゆる段階で健康確認等を実施することにより、感染の疑いのある者とそれ以外の者を可能な限り分け、避難中及び避難先での感染防止を図るものとする。</u></p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>4. 感染者等の避難に関する情報の共有</u>  <u>県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</u></p> <p><u>第5節 感染症流行下における防護措置</u>  <u>1. 共通</u>  <u>防護措置の実施に際しては、避難者等の感染防止のため3つの密を避けるとともに、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意するものとする。</u>  <u>住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行うものとする。</u></p> <p><u>2. 屋内退避における対応</u>  <u>(1) 基本的考え方</u>  <u>屋内退避では3つの密を避けるとともに、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。</u>  <u>(2) 医療機関や社会福祉施設等での屋内退避</u>  <u>医療機関や社会福祉施設等での屋内退避については、放射性物質が放出される事態に至るまでの、時間的な余裕が見込まれる場合は換気を行うこととし、県及び市は当該施設に対して換気に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。</u>  <u>(3) コンクリート屋内退避施設</u>  <u>コンクリート屋内退避施設については、避難指示等が出される前から屋内退避者の救出を進め、UPZ外の避難所へ輸送するものとする。</u>  <u>(4) 避難所の追加確保</u>  <u>県は、追加の避難所、予備避難所及び県外の避難所について追加確保を行い、避難所等の変更を迅速かつ的確に住民に伝達するものとする。</u>  <u>(5) 分散避難</u>  <u>県は、UPZ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難についても検討し、必要な場合は住民に分散避難による屋内退避や避難について周知を行うものとする。</u></p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><b>3. 一時集結所における対応</b></p> <p><u>一時集結所においては、施設内での受付及び待機を基本とし、動線を分けるなど3つの密を避ける対策を行うものとする。</u></p> <p><u>受付において、避難者を自己申告及び健康確認等により感染の疑いのある者とそれ以外の者とを可能な限り分けるものとする。</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、避難車両に乗車するまでは、別部屋など物理的に隔離された方法で待機し、避難バス、可能ならば別に用意する避難車両で避難し、避難退域時検査会場で健康確認を行い、その結果に基づき対応するものとする。</u></p> <p><b>4. 避難車両における対応</b></p> <p><u>県は、乗務員及び同乗者の感染防止に留意する。避難では、窓を閉める等を行い、全面緊急事態に至った後は、原則換気を行わないものとする。ただし、行政からの換気の指示が確認できた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、避難退域時検査会場まで避難し、そこでの健康確認の結果に基づき対応するものとする。</u></p> <p><b>(1) 自家用車による避難</b></p> <p><u>避難前に健康確認を実施し、避難に際してはマスクの着用及び手指消毒を実施するものとする。健康確認の結果、感染の疑いのある者がいる場合は同乗しないものとする。</u></p> <p><b>(2) バスによる避難</b></p> <p><u>県は、乗務員に対して個人用防護具を配布し、乗務員は着用するものとする。乗務員は、車内での感染防止のため、避難者のマスク着用と手指消毒、乗車定員の制限、感染の疑いのある者の車内隔離を行うものとする。</u></p> <p><u>放射性物質の放出情報が得られるまでは、換気を行わないものとする。</u></p> <p><u>避難用のバス車両が十分に確保されている場合は、感染防止のための車内養生を行う。この場合、多くの時間と労力を必要とするので、実施に際しては状況をよく判断して適切に計画するものとする。</u></p> <p><b>(3) その他補完的手段による避難</b></p> <p><u>補完的手段の派出機関が別に定める対応によるものとし、この他バスによる避難を基準に対応するものとする。</u></p> <p><b>5. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応</b></p> <p><u>広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により3つ</u></p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>の密を避け、配布による接触機会を減らすことに留意するものとする。</u></p> <p><b>6. 避難退域時検査会場における対応</b></p> <p><u>県は、動線の分離、感染の疑いのある者の待機場所の設置及び3つの密対策の徹底並びに感染の疑いのある者の健康確認が出来る体制を整えるものとする。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とするものとする。</u></p> <p><u>避難退域時検査会場では、避難退域時検査にあわせて健康確認等を行い、避難退域時検査済証と健康確認書を発行するものとする。</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、健康確認の結果、検査の必要があると認められた場合は、隔離された待機室で待機し、県が準備した専用車両で設置されている検査待機場所に移動するものとする。</u></p> <p><b>7. 避難所における対応</b></p> <p><u>県は避難所の感染症対策で必要となる資機材を緊急配備する。避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで同一の対応をとるものとする。</u></p> <p><b>第6節 防災業務関係者の感染症対策</b></p> <p><b>1. 感染症対策</b></p> <p><u>防災業務関係者は、常に感染症の危険性があることに注意して、感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。</u></p> <p><b>2. 個人用防護具の備蓄</b></p> <p><u>県は、防災業務関係者が必要とする個人用防護具を見積り、配備計画を作成した上で備蓄するものとする。</u></p> <p><b>第7節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><u>感染症流行下においては、避難等における感染防止に関する注意事項及び避難所の変更等に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。</u></p> <p><u>(1) 県及び市は、分散避難についても呼びかける。避難等の前に、検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項をあらかじめ広報するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び市は、放射性物質放出の情報を住民に迅速かつ的確に伝え、屋内退避や避難中の住民が換気のタイミングを間違わないようにするものとする。</u></p>		



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備考
<p><u>(3) 避難所等の変更情報を住民に迅速かつ的確に伝え、避難における混乱を防止するものとする。</u></p> <p>第6章（略）</p>	<p>第5章（略）</p>	